

## 小樽市新総合体育館整備検討委員会の設置及び運営に関する要綱

制定 令和4年6月27日

## (設置)

第1条 小樽市新総合体育館の建設に関する基本構想及び基本計画（以下「基本構想及び基本計画」という。）の策定に関し必要な協議を行うため、小樽市新総合体育館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

## (組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の委員は、次に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって組織し、小樽市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) スポーツ関係団体を代表する者
  - (3) 学校を代表する者
  - (4) 教育委員会が行う公募又は小樽まちづくりエントリー制度に基づき選出した者
  - (5) その他教育委員会が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想及び基本計画の策定が完了する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、議長は委員として議決に加わることができない。
- 5 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募により委員となった者は、この限りではない。
- 6 前項の代理者は、委員とみなす。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見や説明を求めることができる。
- 8 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに、書面又は電磁的記録により委員に対して意見を求めるとともに、その提出された意見により議事を決することができる。
  - (1) 協議事項が軽易なものであるとき。
  - (2) その他やむを得ない事情があるとき。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会教育部生涯スポーツ課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、教育部長をもって充てる。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。